

大阪狭山市技能検定受検手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法第5項に規定する小規模企業者（以下「事業者」という。）が従業員に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定を受検させ、合格した場合に、当該事業者に対して、予算の範囲内において大阪狭山市技能検定受検手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより市内の事業所の従業員の技術向上を支援し、競争力を引き上げることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、事業者の負担で従業員に各都道府県職業能力開発協会が行う技能検定を受検させた事業者であって、市内の同一場所において1年以上引き続き同一事業を営んでいるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 市民税等の納税義務者で、補助申込日以前1年間に納期が到来した市民税等を完納していない者
- (2) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (3) 許認可が必要な事業において、許認可を受けていない者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、技能検定の受検手数料の2分の1以内の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が国等から技能検定に関連する国庫補助金等を受けているときは、当該国庫補助金等に相当する額を補助金の額から差し引くものとする。

3 補助金の交付は、技能検定合格者1人につき職業能力開発促進法第44条第1項に規定する検定職種（等級に区分されるものは等級ごと）ごとに1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合格発表日以降の1年以内までに大阪狭山市技能検定受検手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 技能検定の受検手数料の支払を明らかにする書類（従業員が支払をした場合に限る。）
- (2) 事業主が技能検定に係る経費を負担していることを確認できる書類
- (3) 技能検定の合格が証明できる書類の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 技能検定合格者の在職証明書

2 市長は、前項の規定により申請書を提出した者に対して、予算の範囲内において、申請の受付順により補助金の交付予定者を決定するものとする。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否決定及び額の確定をしたときは、その結果を大阪狭山市技能検定受検手数料補助金交付決定（却下）兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとし、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び額の確定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。